

平成27年

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会

第2回定例会

会 議 録

平成27年11月24日招集

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会



---

平成27年鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会 会議録

平成27年11月24日(火) 午後2時開議

ベストウェスタンレンブラントホテル鹿児島リゾート 2階 桜島の間

---

議事日程〔第1号〕

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 発議第 1号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則制定の件
- 日程第4 認定第 1号 平成26年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定の件
- 日程第5 認定第 2号 平成26年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定の件
- 日程第6 議案第 8号 平成27年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)
- 日程第7 議案第 9号 平成27年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議案第10号 鹿児島県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合同規約の変更の件
- 日程第9 一般質問

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

出席議員(14人)

2番	仮屋	秀一	議員	3番	西平	良将	議員
4番	前之園	正和	議員	5番	上野	一誠	議員
6番	本坊	輝雄	議員	8番	上村	環	議員
10番	菊永	忠行	議員	11番	笹山	義弘	議員
12番	湯之原	一郎	議員	14番	楠元	忠洋	議員
15番	水口	孝俊	議員	17番	日高	好作	議員
19番	徳田	康光	議員	20番	琉	理人	議員

---

欠席議員(6人)

1番	森	博幸	議員	7番	本田	修一	議員
9番	朝山	毅	議員	13番	西牟田	徹也	議員
16番	名越	修	議員	18番	鎌田	愛人	議員

---

説明のため出席した者(12人)

広域連合長	岩切	秀雄	君	副広域連合長	川添	健	君
事務局長	前田	慎一	君	事務局次長	田中	逸朗	君
総務課長	有村	哲	君	業務課長	福永	典明	君
総務課主事	脇	美奈子	君	業務課主査	川東	祐介	君
業務課主査	岩元	千鶴	君	業務課主事	菊田	みゆき	君
業務課主査	山下	紘	君	業務課主事	前原	元紀	君

---

職務のため出席した者(1人)

事務局主事 竹山 里華 君

＝開会：午後２時００分＝

○議長（仮屋 秀一君） これより、平成２７年鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会第２回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

お手元に配布いたしましたとおり監査委員から、地方自治法第１９９条第９項の規定による「平成２７年度定期監査」、及び同法第２３５条の２第３項の規定による「例月現金出納検査」の結果について、報告書が提出されております。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしました議事日程〔第１号〕のとおりであります。

○議長（仮屋 秀一君） それでは、日程第１「会議録署名議員の指名」を行います。

今議会の会議録署名議員は、議席番号３番 西平良将議員及び議席番号１２番 湯之原一郎議員を指名いたします。

○議長（仮屋 秀一君） 次は、日程第２「会期の決定」を議題といたします。

今議会の会期は、本日１日といたしたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、会期は、本日１日と決定いたしました。

○議長（仮屋 秀一君） 次は、日程第３ 発議第１号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則制定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案については、会議規則第３７条第２項の規定により、提出者の説明を省略いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、そのように決しました。

○議長（仮屋 秀一君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

「質疑なし」と認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

「討論なし」と認めます。

以上をもって討論を終了いたします。

○議長（仮屋 秀一君） これより、表決に入ります。

それでは、発議第1号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則制定の件」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件については、原案どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、本件は原案どおり可決されました。

○議長（仮屋 秀一君） ここで、岩切広域連合長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

岩切広域連合長。

〔岩切秀雄広域連合長 起立〕

○広域連合長（岩切 秀雄君） 皆さん、こんにちは。

平成27年鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会第2回の定例会の開会に際し、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様方には、大変御多用な中、御出席を賜りましたことに厚く御礼を申し上げますとともに、後期高齢者医療制度につきましては、議員の皆様方をはじめ、関係機関の御理解・御協力のお陰を持ちまして円滑な運営が図られていることに深く感謝申し上げます。

さて、我が国の医療保険制度については、社会保障改革プログラム法に基づき、様々な改革等が進められているところであり、今年5月には、その一環として、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立いたしました。

今回の改革では、今後、高齢者の医療費の増加が見込まれる中で、持続可能な医療保険制度としていくために、国保の財政基盤の強化を図った上で、平成30年度から財政運営の責任主体を都道府県とすることや被用者保険者の後期高齢者支援金については、段階的に全面総報酬割を実施することなどが主な内容となっております。

少子高齢化の進展と医療技術の高度化等に伴い、後期高齢者医療制度の被保険者数や保険給付費は年々増加が見込まれており、本制度を含む医療保険制度改革に関する議論は今後もさらに深まっていくものと思われま

す。私ども広域連合といたしましては、国の動向を注視するとともに、各市町村や県及び関係機関と連携し、被保険者の皆様の健康の維持・増進を図られるよう引き続き全力で取り組んでまいり所存であります。

本日は、平成26年度一般会計・特別会計決算認定、並びに平成27年度一般会計・特別会計補正予算などの議案を提案いたしておりますので、何卒、慎重な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

最後に、議員の皆様方をはじめ関係各位におかれましては、今後とも当広域連合の運営に御理解・御協力を賜りますようお願い申し上げまして、議会開催にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔岩切秀雄広域連合長 着席〕

○議長（仮屋 秀一君） 次は、日程第4 認定第1号「平成26年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定の件」を議題いたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

前田事務局長。

〔前田慎一事務局長 起立〕



○事務局長（前田 慎一君） 認定第1号「平成26年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定の件」について、御説明申し上げます。

議案集の1ページからでございますが、主な点について、決算書の中の事項別明細書で御説明申し上げます。

12ページをお開き願います。

まず、歳入でございます。

第1款 分担金及び負担金 第1項第1目 事務費負担金については、予算現額8,507万円に対して、収入済額は同額でございます。

第5款第1項第1目 繰越金については、予算現額401万8千円に対して、収入済額は、ほぼ同額の401万8,104円でございます。

一番下の歳入合計は、予算現額8,909万円に対して、収入済額は8,909万1,929円で、1,929円の増額となっております。

14ページをお開き願います。

次に、歳出でございます。

第1款第1項第1目 議会費については、予算現額267万1千円に対して、支出済額は208万7,318円で、58万3,682円の不用額が出ております。

支出の主なものは、第1節の議員報酬、第9節の旅費及び第13節の議会会議録作成業務委託料等で、不用額の主なものは、第9節 旅費などの執行残でございます。

16ページをお開き願います。

第2款 総務費 第1項第1目 一般管理費については、予算現額8,499万4千円に対して、支出済額は8,267万3,127円で、232万873円の不用額が出ております。

支出の主なものは、第9節の幹事会、運営委員会等の旅費、第14節の事務室の借上料、第19節の派遣職員人件費等負担金などで、不用額の主なものは、第11節 需用費の消耗品費や修繕料、第19節 派遣職員人件費等負担金などの執行残でございます。

18ページをお開き願います。

第2項 選挙費については、予算現額11万8千円に対して、支出済額は8万1,782円で、3万6,218円の不用額が出ております。

平成26年度においては、選挙管理委員会を1回開催したほか、議会議員選挙を4回実施しております。

第3項 監査委員費については、予算現額30万7千円に対して、支出済額は21万2,611円で、9万4,389円の不用額が出ております。

不用額は、旅費や需用費等の執行残でございます。

第4項第1項第1目 予備費については、予算現額100万円で、支出及び他への充用はありませんでした。

一番下の歳出合計は、予算現額8,909万円に対して、支出済額8,505万4,838円で、403万5,162円の不用額となっております。

続いて、23ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございます。

下から2行目の実質収支額403万7,091円については、純繰越額として翌年度へ繰り越しており、平成27年度一般会計当初予算において、予め見込んで計上しておいた額を除いた残余を、今議会提出の平成27年度一般会計補正予算案に計上しております。

ページが飛びますが、85ページをお開き願います。

一般会計及び後ほど説明いたします特別会計の平成26年度歳入歳出決算について、平成27年7月21日に監査委員の審査を受けたところでございます。

その結果、第4 審査の結果に記載のとおり、「各会計の歳入歳出決算書等は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数についても正確であることを認めた。また、各会計における予算の執行は、概ね適正であることを認めた。」との意見がされております。

以上で説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔前田慎一事務局長 着席〕

○議長（仮屋 秀一君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

「質疑なし」と認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

「討論なし」と認めます。

以上をもって討論を終了いたします。

○議長（仮屋 秀一君） これより、表決に入ります。

それでは、認定第1号「平成26年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定の件」を採決いたします。

本件を認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、本件は認定されました。

○議長（仮屋 秀一君） 次は、日程第5 認定第2号「平成26年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定の件」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

前田事務局長。

〔前田慎一事務局長 起立〕

○事務局長（前田 慎一君） 認定第2号「平成26年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定の件」について、御説明申し上げます。

議案集の29ページからでございますが、主な点について、決算書の中の事項別明細書で御説明申し上げます。

40ページをお開き願います。

まず、歳入でございます。

第1款 市町村支出金 第1項第1目 事務費負担金については、予算

現額4億7,431万7千円に対して、収入済額は同額でございます。

第2目 保険料等負担金については、予算現額190億707万7千円に対して、収入済額は191億2,395万5,967円で、1億1,687万8,967円の増額となっております。これは、保険料収入が見込みより多かったことによるものでございます。

第3目 療養給付費負担金については、予算現額205億4,180万5千円に対して、収入済額は206億9,664万6,196円で、1億5,484万1,196円の増額となっております。これは、療養給付費が見込みより多くなったことによるものでございます。なお、市町村ごとの実績額に対する過不足分については、翌年度精算となります。

第2款 国庫支出金 第1項第1目 療養給付費負担金については、予算現額616億2,193万2千円に対して、収入済額は670億3,137万4,386円で、54億944万2,386円の増額となっております。これは、交付額が予算額を上回ったことによるもので、実績額を超過した分については、翌年度精算となります。

第2目 高額医療費負担金については、予算現額8億5,609万5千円に対して、収入済額は、ほぼ同額の8億5,609万5,514円でございます。

第2項第1目 調整交付金については、予算現額252億9,473万2千円に対して、収入済額は277億3,771万6千円で、24億4,298万4千円の増額となっております。これは、交付額が予算額を上回ったためでございます。

第2目 後期高齢者医療制度事業費補助金については、予算現額5,475万7千円に対して、収入済額は6,086万6,614円で、610万9,614円の増額となっております。

第4目 高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金については、予算現額20億6,968万6千円に対して、収入済額は、ほぼ同額の20億6,968万5,166円でございます。

42ページをお開き願います。

第3款 県支出金 第1項第1目 療養給付費負担金については、予算

現額205億4,064万4千円に対して、収入済額は、ほぼ同額の205億4,064万4,235円でございます。

第2目 高額医療費負担金については、予算現額8億5,609万5千円に対して、収入済額は、ほぼ同額の8億5,609万5,514円でございます。

第4款 支払基金交付金 第1項第1目 後期高齢者交付金については、予算現額1,024億3,631万5千円に対して、収入済額は1,026億2,270万9,863円で、1億8,639万4,863円の増額となっております。これは、交付額が予算額を上回ったことによるもので、平成26年度交付金の確定により、超過分については翌年度精算となります。

第5款第1項第1目 特別高額医療費共同事業交付金については、予算現額2,914万円に対して、収入済額は2,933万4,352円で、19万4,352円の増額となっております。

第7款 繰入金 第2項第1目 後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金については、予算現額18億5,517万円に対して、収入済額は18億5,359万5,604円で、157万4,396円の減額となっております。これは、実績に伴うものでございます。

44ページをお開き願います。

第8款 諸収入 第1項第3目 加算金については、予算現額0円に対して、調定額20万7,258円、収入済額0円で、全額が収入未済となっております。これは、医療機関の診療報酬返還金に係る加算金の未納分で、翌年度への滞納繰越となります。

第2項第1目 預金利子については、予算現額2,366万6千円に対して、収入済額は2,993万8,670円で、627万2,670円の増額となっております。これは、預金利子の実績に伴うものでございます。

第3項第1目 第三者納付金については、予算現額4億1,038万3千円に対して、収入済額3億7,058万4,083円で、3,979万8,917円の減額となっております。これは、実績に伴うものでございます。なお、収入未済額が1千万7,365円ございますが、これは、広域連合が交通事故等の加害者に直接請求している第三者損害賠償金7名分

の未納金で、翌年度への滞納繰越となります。

第2目 返納金については、予算現額1,107万9千円に対して、収入済額2,645万8,170円で、1,537万9,170円の増額となっております。これは、医療機関からの診療報酬返還金や被保険者の不当利得に伴う療養給付費返還金などの実績に伴うものでございます。なお、収入未済額が3,253万9,151円ございますが、これは、診療報酬返還金のうち4医療機関分2,932万2,420円が、当該医療機関の破産手続開始の申立などにより未納となっているほか、療養給付費返還金及び葬祭費返還金が28名分321万6,731円未納となっており、これらについては翌年度への滞納繰越となります。

第9款第1項第1目 繰越金については、予算現額59億1,709万7千円に対して、収入済額は、ほぼ同額の59億1,709万7,875円でございます。

一番下の歳入合計は、予算現額2,620億308万1千円に対して、収入済額は2,703億3万851円で、82億9,694万9,851円の増額となっております。

46ページをお開き願います。

次に、歳出でございます。

第1款 総務費 第1項第1目 一般管理費については、予算現額3億8,676万9千円に対して、支出済額は3億8,295万328円で、381万8,672円の不用額が出ております。

支出の主なものは、第13節の後期高齢者医療電算処理システム保守運用業務委託料、第14節の電算処理システム機器等の賃借料、第19節の派遣職員人件費等負担金及び長寿・健康増進事業実施市町村への特別対策補助金等で、不用額の主なものは、第3節 職員手当等や第12節 役務費の郵送料等の実績に伴う執行残でございます。

48ページをお開き願います。

第2項第1目 レセプト点検事業費については、予算現額1億2,029万2千円に対して、支出済額は1億1,488万8,865円で、540万3,135円の不用額が出ております。

支出の主なものは、第13節のレセプトの二次点検や診療報酬明細書等データ作成の業務委託料などで、不用額の主なものは、これら委託料の執行残でございます。

第2目 訪問指導事業費については、予算現額1,495万5千円に対して、支出済額は1,136万5,527円で、358万9,473円の不用額が出ております。

支出の主なものは、第13節の重複・頻回受診者訪問指導事業実施市町村への業務委託料で、委託した28市町において、延べ1,371人に訪問指導を行っております。不用額の主なものは、同業務委託料の執行残でございます。

第5目 医療費通知事業費については、予算現額3,729万6千円に対して、支出済額は3,689万1,540円で、40万4,460円の不用額が出ております。医療費通知書を年3回、合計78万5,107件発送しており、不用額の主なものは、郵送料の執行残でございます。

第6目 第三者行為求償事業費については、予算現額2,077万5千円に対して、支出済額は1,834万3,110円で、243万1,890円の不用額が出ております。

支出の主なものは、交通事故などの第三者行為に関する求償事務に係る国保連合会への業務委託料で、不用額の主なものは、同業務委託料の執行残でございます。

50ページをお開き願います。

第2款 保険給付費 第1項第1目 療養給付費については、予算現額2,406億7,026万1千円に対して、支出済額は、ほぼ同額の2,406億7,026万991円でございます。

第2目 療養費については、予算現額21億8,984万6千円に対して、支出済額は21億8,978万2,294円で、6万3,706円の不用額が出ております。なお、療養費戻入未済が42万6,140円ございますが、これは、はり・きゅうの施術所の往療料の算定誤りによる返納金に係るものであり、翌年度への滞納繰越となります。

第3目 審査支払手数料については、予算現額5億5,279万1千円に対

して、支出済額は4億7,264万8,295円で、8,014万2,705円の不用額が出ております。これは、審査支払機関である国保連合会への各種レセプトの審査及び診療報酬支払業務に係る手数料で、国保連合会においては、当該手数料について年度末に剰余金が生じた場合には、その額を翌年度の手数料の額から控除する取り扱いとなっておりますことから、平成25年度分の剰余金6,847万6,374円が26年度審査支払手数料の額から控除されたため、不用額が大きくなったものでございます。

第2項第1目 高額療養費については、予算現額108億6,651万円に対して、支出済額は108億6,584万580円で、66万9,420円の不用額が出ております。

第2目 高額介護合算療養費については、予算現額2億3,981万5千円に対して、支出済額は2億3,263万3,614円で、718万1,386円の不用額が出ております。不用額は、実績が見込みより少なかったことによる執行残でございます。

第3項第1目 葬祭費については、予算現額3億2,936万円に対して、支出済額は3億2,100万円で、836万円の不用額が出ております。不用額は、実績が見込みより少なかったことによる執行残でございます。

第3款第1項第1目 県財政安定化基金拠出金については、予算現額1億1,231万6千円に対して、支出済額は、ほぼ同額の1億1,231万5,564円でございます。

第4款第1項第1目 特別高額医療費共同事業拠出金については、予算現額3,647万1千円に対して、支出済額は、ほぼ同額の3,647万195円でございます。

52ページをお開き願います。

第5款 保健事業費 第1項第1目 健康診査費については、予算現額2億1,034万1千円に対して、支出済額は2億339万8,555円で、694万2,445円の不用額が出ております。

支出の主なものは、長寿健診を実施する市町村への補助金で、26年度の受診者数は3万9,591人、受診率は28.97%となっており、25年度より受診者数は2,108人の増、受診率は2.2ポイント上昇して



おります。不用額の主なものは、同補助金の執行残でございます。

第2目 その他健康保持増進事業費については、予算現額1,087万7千円に対して、支出済額は1千万552円で、87万6,448円の不用額が出ております。

支出の主なものは、歯科医療機関への口腔検診業務委託料で、26年度の受診者数は1,909人、受診率は11.34%となっており、25年度より受診者数は若干の増、受診率は1.42ポイント上昇しております。

54ページをお開き願います。

第8款 諸支出金 第1項第2目 保険料還付金については、予算現額2,561万6千円に対して、支出済額は2,369万9,840円で、191万6,160円の不用額が出ております。不用額は、還付件数が見込みより少なかったことによる執行残でございます。

第4目 償還金については、予算現額17億5,780万1千円に対して、支出済額は17億5,777万1,876円でございます。これは、平成25年度の療養給付費等の実績に基づく精算により、国・県・市町村負担金等の超過交付額の返還を行ったもので、その内容は、55ページの備考欄に記載のとおりでございます。

第9款第1項第1目 予備費については、予算現額23億4,238万2千円に対して、支出はありませんでしたが、総額7億4,239万2千円を他へ充用しております。充用先と充用額は、55ページの備考欄に記載のとおりでございます。

一番下の歳出合計は、予算現額2,620億308万1千円に対して、支出済額は2,595億3,598万7,887円で、24億6,709万3,113円の不用額となっております。

続いて、59ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございます。

下から2行目の実質収支額107億6,404万2,964円につきましては、純繰越額として翌年度へ繰り越しており、平成27年度特別会計当初予算において、予め見込んで計上しておいた額を除いた残余を、今議会提出の平成27年度特別会計補正予算案に計上しております。

なお、平成26年度特別会計歳入歳出決算についての監査委員の審査結果については、先程一般会計決算の際に申し上げたとおりでございます。

以上で説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔前田慎一事務局長 着席〕

○議長（仮屋 秀一君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

4番 前之園議員。

〔前之園正和議員 起立〕

○4番（前之園 正和君） 各市町村における本予算は、一般会計予算でありますけれども、本広域連合においては、事業の性格上と言いましょうか、性質上と言いましょうか、特別会計での処置になっているようでありますので、特別会計の中で質疑を行います。

先般の研修会以降に若干の資料をお願いしましたところ、早速御用意いただき、ありがとうございました。

とは言え、地方議会では議案と同時に、少なくとも本会議以前に決算補足書類や審査説明つづりが提出されますが、本議会ではそれに見合うような詳しい資料は、事前には出されていないようであります。本日配布された後期高齢者医療事業報告書が、その一つになろうかとは思いますが。

そこで伺いますが、この今日配布されました事業報告書、それに地方議会と言うところの決算補足書類や審査説明資料つづりのような詳しい資料が、もう少し本会議以前に早く配布されてもいいのではないかという気がするのですが、そのところをどのようにお考えか、まず伺います。

それから保険料の賦課状況について、軽減者数も含めて、資料をいただきました。それを見ますと、保険料の軽減者数も一定あります。

そこで伺いますが、均等割、所得割を含めて、何らかの軽減を受けている人は何人で、全体の被保険者に対して、どの程度になるのか、改めて伺います。

3点目になりますが、保険証の問題です。

資格証明書の発行については、制度発足以来、発行されてないとのことであります。しかし、短期証については、平成27年9月末現在で524件あるようです。滞納がある場合に短期証ということではありますが、滞納の期間はどの程度から短期証の対象になるのか伺います。

また、併せて、この間の推移を見ます時に、この短期証の発行数というのは、一定しているのか、増えているのか、減っているのか、その辺も併せてお伺いできればと思いますので、よろしく願いいたします。

〔前之園正和議員 着席〕

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（仮屋 秀一君） 前田事務局長。

〔前田慎一事務局長 起立〕

○事務局長（前田 慎一君） ただいま御質問いただきました。

まず、議会の本会議前に詳しい色々な実績の資料をいただけないかということでございますけれども、本日お配りいたしました平成26年度の事業実施報告書、これにつきましては、一応、平成26年度の決算が確定いたしましたして、それからまた26年度の財政上の数字でございますとか、あるいは保険料、保険給付、そういった諸々の数字を固めていく作業をして、そういう形で報告書としてまとめるものでございます。

これにつきましては、その数字をまた市町村からいただきまして、きちんと精査する作業でございますとか、いろいろ時間がかかりますので、なかなか私どもも、なるべく早くこういう実施報告書を作成をいたしまして、皆様にお届けしたいとは思っておりますが、例年、ようやくこの議会に何とか間に合うといったようなことになっておりますので、今後、我々もなるべく早くこれを作成してまいりたいというふうに努力はいたしたいと思っておりますけれども、その作業に非常に時間がかかるということで、御理解をいただければというふうに思います。

それから、保険料の軽減の関係でございます。

平成26年度決算における所得割、それから均等割軽減の被保険者数でございますけれども、所得割軽減の被保険者数が平成26年度2万3,793人で、これは前年度と比較いたしますと702人の増加という状況でござ

いました。

また、均等割の軽減の被保険者は19万8,774人で、これは前年度と比較いたしますと6,838人の増加という状況になってございます。

この何らかの軽減を受けておられる方の割合でございますけれども、政令本則に基づく均等割の7割、5割、2割の軽減がございますし、それからこの制度発足以来、予算措置による軽減特例措置といたしまして、さらに均等割の9割、8.5割の軽減、あるいは所得割の5割の軽減といったような特例措置が取られております。

こういった諸々の今実施されております軽減措置、これを本県で受けておられる被保険者の数というのは、全被保険者の7割弱という状況でございます。

それから、短期被保険者証の交付を受けている方のお尋ねがございました。

これにつきましては、本年の9月末現在の短期被保険者証の交付件数は、全部で合計いたしますと524件、その内訳は有効期間3か月のものが344件、有効期間1か月のものが180件、合計で524件の交付となっております。

これにつきましては、平成26年の同時期、9月末現在の数字と比較いたしますと、有効期限3か月のものにつきましては22件の増、それから1か月のものにつきましては28件の増といったような状況で若干増えております。

それから、この短期証を発行する際の状況でございますけれども、こういった方々に発行するかということでございますけれども、これにつきましては、その交付基準というのを設けておまして、当該年度の出納閉鎖時におきまして、前々年度以前の保険料の滞納がある被保険者、または前年度の保険料額の2分の1を超える滞納がある被保険者に交付するというようにしているところでございます。

なお、7月末までに完納された場合は、通常の被保険者証を交付するといったような状況でございます。以上でございます。

〔前田慎一事務局長 着席〕

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（仮屋 秀一君） 前之園議員。

〔前之園正和議員 起立〕

○4番（前之園 正和君） 各市町村からのデータの集計という点では、時間がかかるということでありましたが、この事業報告書はそういうことだとしても、あと地方議会で言う決算補足書類や審査説明資料つづり等も含めて、早めにはできないかということをお願いしたわけですが、少なくとも約1週間前に説明会なり、必要な場合には全員協議会ということで、今回もあったわけですが、その時にでも間に合わないかという意味を含めて申し上げたのですが、それでも無理ということになるのでしょうか。その点をまず伺います。

通して、議長、よろしいでしょうか。

○議長（仮屋 秀一君） どうぞ。

○4番（前之園 正和君） それから、2番目に伺いました軽減者数の問題ですが、過去の会議録等を見ましても、約7割という数字が出ているようですが、この約7割というのはどういう数字なのか、各ほかの県などと比べたことがあるのかどうかということも含めて、一般的に7割の軽減というのは、ほかではちょっと考えられないわけですが、どのようにお考えかということをお願いいたします。

それから、短期保険証については、今、答弁がなされたのですが、滞納があるということで、しかし3か月のものと1か月のものがあるということです。それぞれ基準が違うのかなというふうに思うのですが、もう少し詳しくお願いできればと思うんですけど。

〔前之園正和議員 着席〕

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（仮屋 秀一君） 前田事務局長。

〔前田慎一事務局長 起立〕

○事務局長（前田 慎一君） その今また追加で御質問いただきましたけれども、その決算審査にあたっての詳しい資料の提供ということでございますけれども、その実情につきましては、先ほど私、答弁申し上げたとおりでございますけれども、なるべくその議会本会議の1週間前を目途に開催い

たします議員研修会、こういった中で私どもが提供できる資料につきましては、極力提供したいというふうに考えておりますので、その辺については今後もそういう方向で努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、その軽減の私どもの県で、7割弱ということで先ほど申し上げましたけれども、他の県と厳密に比較したことはございませんけれども、例えば私ども九州ブロックのこの広域連合の地域協議会がございます。そういった中で情報交換いたしますが、他の県でもだいたい5、6割といったような高い率でこういう軽減策を受けておられる方がいらっしゃるというふうには伺っているところでございます。

それから、その短期被保険者証も有効期限1か月と3か月がどういう基準でということがございますけれども、私どもの方の滞納に関する取扱要綱というのを定めまして、それに従いまして、この短期被保険者証の交付と、交付事務について執り行っているところでございますけれども、まずその滞納されまして、短期被保険者証を発行するとなる場合に、当然そういった方々に対しては、私どもいろいろ相談に応じたり、その辺の生活実態をまたお聞きしたりして、その方に合った保険料の滞納の解消に向けた取り組みというのをさせていただくということにしているところでございますけれども、その有効期限は、まずその納付の誓約を行わない方々、これに対しましては1か月といったようなことで短期証を発行しているところでございます。

それから、納付誓約をされた方でありましても、その後、その誓約を守らない方、それから納付の意思が全くない方、こういった方々につきましては、1か月の有効期間といったことでの短期証を発行しているところでございます。

それから、納付誓約を行いまして、納付の意思があるという方、それからその他特に必要と認める方ということで、そういった方々については3か月といった期限で短期証を発行しているところでございます。

〔前田慎一事務局長 着席〕

○議長（仮屋 秀一君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

以上をもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

4番 前之園議員。

〔前之園正和議員 起立〕

○4番（前之園 正和君） 反対の討論をさせていただきたいと思います。

そもそも後期高齢者医療制度は2008年4月にスタートしたもので、75歳以上の後期高齢者を国保や健保から脱退させ、後期高齢者だけの独立保険にしたもので、家族に扶養されている人を含めて、全ての後期高齢者が保険料の負担を求められ、大多数が年金天引きで徴収される仕組みとなったものです。

決算を見ましても、軽減者数が一定数多いということは、保険料の負担が高く、被保険者を苦しめているということの反映であります。

その中で、せつかくある軽減措置は不十分と言わなければなりません。月に1万5千円の年金があれば、年金天引きというのも有無を言わず徴収する仕組みとなっています。その一方で医療費通知についてですが、受診してない者のチェックができるなどの理由づけもありますが、実態としては受診抑制の一翼を担っていると言われても仕方がない状況です。受診抑制をすれば、病気などの早期発見、早期治療に逆行し、結果として全体としての医療費が嵩むこととなります。

決算審査においては、単に予算どおりの執行かどうかには止まらず、県内の後期高齢者にとって、その利益を守り健康と命を守る見地から、適切な制度運営になっているかということも重要な視点であります。

以上のようなことから、また、終局的には年齢で医療差別をする後期高齢者医療制度は廃止すべきだということも併せて申し述べて、本議案に反対をいたします。以上です。

〔前之園正和議員 着席〕

○議長（仮屋 秀一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

以上をもって討論を終わります。

これより、認定第2号「平成26年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定の件」を採決いたします。

本案に異論がございますので、この採決は起立により行います。

本件については、認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

「起立多数」であります。

よって、本件は認定されました。

○議長（仮屋 秀一君） 次は、日程第6 議案第8号「平成27年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

前田事務局長。

〔前田慎一事務局長 起立〕

○事務局長（前田 慎一君） 議案第8号「平成27年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」について、御説明申し上げます。

議案集の115ページをお開き願います。

今回の補正は、第1条に記載のとおり、歳入歳出それぞれ403万6千円追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,076万6千円とするものでございます。

主な点について、事項別明細書で御説明いたしますので、120ページをお開き願います。

まず、歳入でございます。

第5款第1項第1目 繰越金を403万6千円増額しております。これは、平成26年度一般会計歳入歳出決算において、平成27年度への繰越金額が確定したことによるものでございます。

次に、121ページの歳出でございます。

第1款第1項第1目 議会費を1万3千円増額しております。これは、広域連合議会議員の任期が本年7月1日までであったことから、議員の一



齊改選を行いました。新旧議員のうち7月で任期満了となり失職され再任されなかった議員と新たに議員となられた方について、それぞれに7月分の議員報酬を支払う必要があることなどから、予算不足を生じることとなったため、増額補正するものでございます。

第2款 総務費 第2項第1目 選挙管理委員会費を3万5千円増額しております。これは、当初予算において、選挙管理委員会を1回開催予定で予算計上しておりましたが、選挙管理委員会委員の任期が本年8月11日までとなっていたため、8月の臨時議会で選挙管理委員の選挙を行い、新たな任期の委員を決めていただき、9月2日に委員長及び委員長職務代理者を決めるための臨時の選挙管理委員会を開催いたしました。

来年度は、広域連合長選挙が予定されていることなどもあり、年度末にもう1回、選挙管理委員会を開催する予定であることから、予算不足を生じることとなったため、増額補正するものでございます。

第4款第1項第1目 予備費を398万8千円増額しております。これは、ただいま説明いたしました議会費と選挙管理委員会費以外には、現段階で特段の用途がないことから、繰越金の残額を予備費に計上するものであります。

以上で説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔前田慎一事務局長 着席〕

○議長（仮屋 秀一君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

「質疑なし」と認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

「討論なし」と認めます。

以上をもって討論を終了いたします。

○議長（仮屋 秀一君） これより、表決に入ります。

それでは、議案第8号「平成27年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

本件については、原案どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、本件は原案どおり可決されました。

○議長（仮屋 秀一君） 次は、日程第7 議案第9号「平成27年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

前田事務局長。

〔前田慎一事務局長 起立〕

○事務局長（前田 慎一君） 議案第9号「平成27年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、御説明申し上げます。

議案集の123ページをお開き願います。

今回の補正は、第1条に記載のとおり、歳入歳出それぞれ77億6,249万円追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,806億8,532万1千円とするものでございます。

主な点につきまして、事項別明細書で御説明いたしますので、128ページをお開き願います。

まず、歳入でございます。

第1款 市町村支出金 第1項第3目 療養給付費負担金を902万5千円増額しております。これは、平成26年度療養給付費の確定精算に伴い、負担不足となった市町村の負担金額を計上したものでございます。

第2款 国庫支出金 第1項第2目 高額医療費負担金を304万1千円増額しております。これは、平成26年度高額医療費の確定精算に伴い、負担不足となった国の負担額を計上したものでございます。

第3款 県支出金 第1項第1目 療養給付費負担金を6,811万5千円増額しております。これは、平成26年度療養給付費の確定精算に伴い、負担不足となった県の負担額を計上したものでございます。

第2目 高額医療費負担金を304万1千円増額しております。これは、平成26年度高額医療費の確定精算に伴い、負担不足となった県の負担額を計上したものでございます。

第9款第1項第1目 繰越金を76億7,926万8千円増額しております。これは、平成26年度特別会計の決算において、平成27年度への繰越金額が確定したことによるものでございます。

次に、129ページの歳出でございます。

第8款 諸支出金 第1項第4目 償還金を53億86万6千円計上しております。これは、平成26年度療養給付費の確定精算に伴い、国庫負担金、市町村負担金について、それぞれ右端の説明欄に記載の金額を返納、還付するものでございます。

第9款第1項第1目 予備費を24億6,162万4千円増額しております。これは、先ほど歳入において説明いたしました第9款第1項第1目の繰越金について、国等への返納等の精算額が確定したものを控除した残りの分でございます。特別調整交付金など平成26年度の精算額が未確定のため償還金に計上していないものを含め、現段階では特定の用途がないことから、予備費に計上いたしております。

以上で説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔前田慎一事務局長 着席〕

○議長（仮屋 秀一君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

「質疑なし」と認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

「討論なし」と認めます。

以上をもって討論を終了いたします。

○議長（仮屋 秀一君） これより、表決に入ります。

それでは、議案第9号「平成27年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

本件については、原案どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、本件は原案どおり可決されました。

○議長（仮屋 秀一君） 次は、日程第8 議案第10号「鹿児島県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の変更の件」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

前田事務局長。

〔前田慎一事務局長 起立〕

○事務局長（前田 慎一君） 議案第10号「鹿児島県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の変更の件」について、御説明申し上げます。

議案集の131ページをお開き願います。

これは、鹿児島県市町村総合事務組合が共同処理する事務の一部に係る組合市町村の変更に伴い、同組合規約の一部を変更する必要性が生じたことから、地方自治法第286条第1項の規定により、協議の依頼があったものでございます。

132ページをお開き願います。

内容といたしましては、平成28年4月1日から同組合が共同処理する事務のうち、常勤の職員の退職手当の支給に関する事務に係る組合市町村に垂水市を、また、地方公務員災害補償法第69条の規定による議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害または通勤による災害に対す

る補償に関する事務に係る組合市町村に伊佐北始良火葬場管理組合を加えるものでございます。

同組合規約の変更については、地方自治法第290条の規定により、組合を構成する全ての市町村等の議会の議決が必要なため提案するものでございます。

以上で説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔前田慎一事務局長 着席〕

○議長（仮屋 秀一君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

「質疑なし」と認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

「討論なし」と認めます。

以上をもって討論を終了いたします。

○議長（仮屋 秀一君） これより、表決に入ります。

それでは、議案第10号「鹿児島県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の変更の件」を採決いたします。

本件については、原案どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、本件は原案どおり可決されました。

○議長（仮屋 秀一君） 次に、日程第9「一般質問」を行います。

質問のある議員は挙手・起立の上、自席において発言を願います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

前之園議員。

〔前之園正和議員 起立〕

○4番（前之園 正和君） 4番 前之園です。一般質問を行います。

まず、制度の根本に関わる問題についてです。

75歳という年齢で区切って別立ての医療制度としていることについてですが、75歳以上といえ、会社の役員でもない限り、通常は現役世代を離れ、年金暮らしが大半となります。一方で年を重ねれば、あちこち不健康なところが出てきて、病院にかかる機会が増えるであろうことは当然であります。つまり全体として被保険者の収入は低く、医療費には経費がかかる状況にあると思います。

そこで、財政的見地から制度を安定して運用するためには、公費負担を増やさない限り、保険料を高くするか医療費を削減するかしかありません。

医療費の削減については、健康になることによって削減されるのはいいのですが、仮にも受診抑制によって削減したのでは、後年度に医療費の高騰という形で必ず返ってきます。

そこで、伺いますことは、75歳以上という年齢を区切って別立ての医療制度にしている後期高齢者医療制度には、元来無理があると思いますが、いかがお考えでしょうか。お答えいただきたいと思います。

次に、公費負担を増やさない限り、保険料を上げるか、医療費を抑制するしかない仕組みであることについて、いかが考えるか伺います。

今、2点伺いました。

次に、保険料が県内同一になっていること。当然と言えば当然であります。各市町村間において医療体制が異なっていることとの関係についてです。

県内が一つの広域連合になっての後期高齢者医療制度ですので保険料が県内は同一、これは単純にみれば当然と言えば当然です。しかし、受けられる医療体制については、各市町村において必ずしも同一ではありません。分かりやすく言えば、同じ保険料を払っても、医療機関が多い地域に比べて、医療機関が少ない地域では同等の医療は受けられません。医療機関同士が連絡を取っているとか、紹介をして他自治体の大きな病院にかかれるとか、いろいろあるでしょうけれども、緊急時の対応とか、身近な受診とか、差が生じることに変わりはありません。

そこで、伺いますが、保険料が県内同一になっていることと、各市町村において受けられる医療体制が違うことについて、どのように考えられるか、伺います。

次に、財源を確保するという意味において伺います。

被保険者の保険料に重きを置くのではなく、国や県などの公費負担を増やすことこそ求められると思いますが、このことについてどのように考えられるか、また、公費負担を増やすよう要請する考えはないかどうか伺って、1回目といたします。

〔前之園正和議員 着席〕

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（仮屋 秀一君） 前田事務局長。

〔前田慎一事務局長 起立〕

○事務局長（前田 慎一君） まず、この後期高齢者医療制度に対するの見解と申しますか、どのように考えているかといった御質問だったかと思えます。

この後期高齢者医療制度につきましては、御案内のとおり平成20年4月からこの制度が始まったわけでごさいます、もうすでに7年が経過をいたしました。

この間、これまで国におきましては、この制度の廃止といったことについての議論もあったところでごさいますけれども、平成25年の8月に国のほうの社会保障制度改革国民会議というところで、いろいろと議論をいたしまして、その報告書が平成25年8月に提出されておりますけれども、この中の一つのこの制度に対する見解と申しますか、一つの取りまとめがされておまして、その中で後期高齢者医療制度については、現在十分定着しており、今後は現行制度を基本としながら実施状況等を踏まえ、必要な改善を行っていくことが適当というふうに取りまとめられたところでごさいます。

そしてこれを受けまして、その後、閣議決定をされました社会保障制度改革推進法に基づく法制上の措置の骨子などについてというもの等を踏まえますと、この制度は部分的な見直しを行いながら、今後も存続するものであるというふうを受け止めているところでごさいます。

私ども広域連合におきましては、これまで安定的なこの制度の運用を行うことができているというふうに思っているところでございますけれども、今後も制度を運営する上での諸課題の解消など必要に応じて、また国への働きかけを行うことなどによりまして、本県の後期高齢者の方々が安心して医療を受けられるよう、引き続き制度の安定的な運営に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、この公費負担を増やさない限り、この制度はなかなか立ち行かないのではないかといったような御質問もございました。

この公費負担につきましては、私ども九州地域ブロックの協議会でございますとか、それから全国の広域連合で組織しております全国の協議会がございます。こういったところで制度の安定的な運営に向けて、国に対してしかるべく財源措置を講じていただくよう、これは毎年、国へ要望しているところでございますので、今後とも引き続き機会あるごとにそういった、この制度が財政的にも安定した運営ができますように、国に対して働きかけをしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、保険料の、県内均一の保険料でこの制度を運営しているところでございますけれども、一方で市町村によっては医療体制が異なるのではないかとといった御質問でございました。

この制度が発足いたしました平成20年度から平成25年度までは、県内のそういう医療体制の状況において、異なった保険料を設定するという不均一の保険料という設定の制度がございまして、6年間それを実施してきたところでございますが、昨年度より県内均一の保険料ということにしているところでございます。

これにつきましては、6年間は国のほうからもその不均一にしている分の差額のまた補てん等がございましたけれども、現在そういう補てんも行われなないといった中で、やむを得ずこの同一の均一の保険料にしたという経緯もございます。

ですから、その分をまた制度的にできないことはないというふうに認識しておりますけれども、それを実施するとなると、またその財源をどこから持ってくるかといった問題もございますので、なかなか難しいかなと。



それからその市町村の医療提供体制につきましては、確かにおっしゃるとおり様々な診療科によって地域による偏在があるというふうには認識いたしております。

これにつきましては、県を中心に、県の医療計画でございますとか、そういうところで見直しも進めているというふうに伺っておりますし、国のほうでもこの医療費適正化の面からも、この地域の医療構造、医療整備について様々な議論を今始めているというふうに伺っておりますので、そういうところで、この県内市町村における医療体制の整備でございますとか、それから医療資源の偏在をどう解消していくかといったことについては、議論がされていくものというふうに考えているところでございます。

それから、この制度運営にあたっての公費負担を増やしていくことについてのお考えのお尋ねがございました。

これにつきましては、現在、法令等に基づきまして公費負担が、この後期高齢者医療制度について申しますと、公費負担が約5割、それから被用者保険等の現役世代からの支援が約4割、それから後期高齢者の保険料等による負担が1割ということで、この制度が成り立っているところでございますけれども、なかなかこれが当初そういったことで制度が始まりましたけれども、現役世代が人口がなかなか増えない中で、その負担だけが增加しているといったようなこともございまして、後期高齢者の負担率も制度発足当初よりは上がっているといったような状況がございまして、

そういった中で、やはりその負担をどこで見るかというのが一番の課題であるかと思っておりますけれども、その辺につきましては、例えば後期高齢者の中のその世代内でのまた負担の公平化といったような観点、それからその公費、それから現役世代からの支援金、そして保険料、その三者のベストミックスをどういうふうに図っていったらいいのかといったようなこと、そういったことが、今、まさに議論をされているところでございます。

私どもの立場といたしましては、特に本県の場合、低所得の後期高齢者の方が多うございますので、もう少しその辺の国を中心とした公費負担が充実されていけばいいなというふうに考えておりまして、その点につきましても、先ほど申し上げましたとおり、全国の協議会等を通じまして、国

に対しては機会あるごとに要望をしているというところでございます。

〔前田慎一事務局長 着席〕

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（仮屋 秀一君） 前之園議員。

〔前之園正和議員 起立〕

○4番（前之園 正和君） 後期高齢者医療制度について、各団体などがどのような評価をし、どのような問題点を指摘してきたかですけれども、日本医師会は年齢を切ったの独立型を支持しているものの、後期高齢者の公費投入は5割でなく9割にすべきとしています。

全国保険医団体連合会、健康保険組合連合会、全日本民主医療機関連合会等もそれぞれ独立型に反対し、従来の老人保険制度の下で公費投入を引き上げるべきとしています。

国会の中ではどのような評価を受けてきたか。元財務大臣の塩川正十郎氏は、後期高齢者医療制度は老人の医療負担を増やすだけでなく、高齢の親を扶養するという伝統的な家族の絆を壊すばかりか、夫婦の間にも水臭さを持ち込みかねないと批判しました。

元総務会長の堀内光雄氏は、後期高齢者は死ぬと言うのか、病気の高リスクの高い人達だけを集めて制度を運用しようとしても、とても成り立たないと指摘しました。

2008年5月には、民主党、共産党、社民党、国民新党で、後期高齢者医療制度廃止法案が参議院に出されたこともありました。

整理して伺いますが、後期高齢者医療制度は、そもそもにおいて多くの批判のある制度だということについて、どのように考えられるか伺います。

先ほど答弁の中で、制度が定着しているということもありましたけれども、定着しているのであれば、いろいろな不満や改善の要望、廃止の声、公費負担の声というのは出てこないのではないか。それらが出てくるといことは、定着しているということには言い難いのではないかと思いますので、後期高齢者医療制度をそもそもにおいて批判ある制度だと思うが、そのことについてどうか、改めて伺います。

もう一つは、制度運営の中で、公費投入分を引き上げるよう求める声が、

各方面から共通した声だと思いますが、これに対してはどのように考えられるか伺います。

〔前之園正和議員 着席〕

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（仮屋 秀一君） 前田事務局長。

〔前田慎一事務局長 起立〕

○事務局長（前田 慎一君） この制度に対しまして、今、様々な団体等から色々な批判が出ているということでのお話がございました。

私どものほうでは、そういったそれぞれの団体の方々のお声というのは、直接的にはなかなか耳にする機会がございませんので、詳しくは承知していないところでございますけれども、国のほうの社会保障制度の改革の国民会議において議論を重ね、先ほど申し上げましたように、平成25年8月の報告書におきまして、一応の定着はしていると。ただ、それで万全、完全ということではなく、またその必要な改善を行いながら制度の運営を進めていくという方向性が打ち出されたところでございますので、確かにいろいろな問題は内包していると思っておりますけれども、そういうものにつきまして、やはり一つ一つ課題解決に向けた、また取り組みというののも必要になってくるというふうに考えているところでございます。

私どもは、この国のほうで創設された後期高齢者医療制度、これの運営主体ということでございますので、この定められた制度の中で最善の努力を尽くしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、その公費投入でございますけれども、これも先ほど申し上げましたように、この制度を成り立たせていくための、やはりその負担をどうするかといった問題、これはもうまさに大きな問題であるというふうに認識しているところでございます。

そういうことございまして、今のこの制度の成り立ち、公費、それから現役世代からの支援、それから御本人達による保険料、こういったところからの財源をベースにこの制度が運営されているわけでございますけれども、その辺の財政負担について、特に私どもといたしましても、この公費の負担の充実、強化というものは願っているところでございますけれども

も、その辺につきましても、どういったまた負担のあり方が一番この制度の持続的な運営に役立つのかといったことにつきましては、国においてしっかりと議論をしていただきたいというふうに考えておりますし、今、まさに国の社会保障審議会の中の医療保険部会等におきましても、そういった議論がなされているものというふうに考えているところでございます。

〔前田慎一事務局長 着席〕

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（仮屋 秀一君） 前之園議員。

〔前之園正和議員 起立〕

○4番（前之園 正和君） 3回目になります。

制度の発足当時において、厚労省の担当者が石川県で講演した中で、この制度は医療費が際限なく上がっていく痛みを、後期高齢者が自ら自分の感覚で感じ取っていただくものだと言明会で話しています。

戦後、日本の復興のために必死になって働いてきた世代の人々から、高齢期になったら自分達は国から捨てられようとしているのではないかという思いが生じるのは当然ではないでしょうか。

この制度に対する高齢者の怒りは、負担増への怒りだけではなく、75歳という年齢で差別され、別枠の制度に囲い込まれ、過酷な保険料徴収が行われ、診療報酬も別立てとされ、保険料が制限されるなど、人間としての存在が否定されたような扱いを受けることへの深い憤りからであります。

広域連合としては、後期高齢者医療制度に基づいてできている組織ですので、自らの存在を消すことはできませんが、後期高齢者医療制度に対する思いや要望などを国や政府に申し述べることはできるわけでありまして、意見を含めて。

そこで、最後ですので、改めて伺いますが、私が述べましたことを含めて、当広域連合としてどのようなことを国や政府に述べるなり、要請するなり、考えられるかどうか、現時点でのことによろしいので、お答えいただきたいと思っております。

〔前之園正和議員 着席〕

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（仮屋 秀一君） 岩切広域連合長。

〔岩切秀雄広域連合長 起立〕

○広域連合長（岩切 秀雄君） この広域連合を通じて、いろんなことを国にも要望いたしております。

もう御承知のとおり、20年4月にこの制度ができて、いろんな問題提起をされたのを、各市町村で議論されたことも事実でありますし、広域連合ができて、24年ごろはもうこれを廃止しようというところまで全国的に広まったこともあります。先ほど局長が言いましたとおり、25年になりまして、国のほうでいろんな検討をされて今日に至っています。

今の制度としては、私は鹿児島県の広域連合はうまくやっているというふうに思っています。それはなぜかという、43団体がそれぞれ職員を提供しながら、みんなでこの問題に取り組んできている。そして幹事会を設け、さらに運営委員会を設けて、この議会の前に綿密なやはり事務整理をしながら臨んでいるというのが現状であります。

そういうことを踏まえて今日に至っているわけですが、先ほど御指摘のとおり、負担金の問題とか、まだまだ残っている問題は沢山ございますので、今後もその都度整理をしていく必要があるというふうに思っています。

また、この広域連合は九州地区の連合長会がありますし、全国後期高齢者医療広域連合協議会というのも設けていまして、特に6月と11月には全国の連合長が集まりまして、議論した要望を国にずっと提案をしている。そして、国の意見を求めているというような現状でありまして、国の負担をもうちょっと上げてくれと、市町村は大変だということを強く要望をいたしておりますので、今後においてもこの活動は続けていきたいというふうに思っているところです。

〔岩切秀雄広域連合長 着席〕

○議長（仮屋 秀一君） 別に発言がなければ、これをもって「一般質問」を終了いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

菊永議員。

〔菊永忠行議員 起立〕

○10番（菊永 忠行君） 10番。1点だけお伺いをさせていただきます。

昨日の新聞報道等でですけれども、行政はもっと指導をとというようなものが出ていたようです。

その中で、中身を読んでもらいますと、後期高齢者医療広域連合というような文字等が出てきておりました。

いろいろと皆さんのほうも御存知かと思えますけれども、東京での不正の保険の請求事件等もあります。

この中で、この報道等による、この執行部の対応等についてどうだったのか、1点だけお伺いをさせていただきます。以上です。

〔菊永忠行議員 着席〕

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（仮屋 秀一君） 前田事務局長。

〔前田慎一事務局長 起立〕

○事務局長（前田 慎一君） ただいま、昨日の地元紙に掲載されました、県内の整骨院・接骨院での不正が目立つといった記事に関しての御質問でございました。

この中で、後期高齢者医療広域連合、私どもの広域連合の名前も出てきたわけでございますけれども、このいわゆる柔道整復の施術に関わるこの療養費の問題、これにつきましては、これは私どもの県内だけではなく、全国的にやはり問題となっている事象でございます。

私どもの県内におきましても、この施術所の数も増えておりますし、そしてそこから私どものほうに毎月、療養費の支給申請が上がってきますけれども、その件数も、通常の療養給付費の伸びよりも高い伸び率で毎年出てきているという状況でございます。

そういった中で、私どももその上がってくる請求につきましては、国保連合会等での一次審査、あるいは私どものほうでの二次点検と言いますか、それから外部の専門業者に委託しての二次点検といったようなことで、その内容が適正なものかといったようなことも点検をいたします。

ただ、なかなか、例えばその不正請求、水増し請求等をしている施術所

というところから上がってくる療養費の申請書の内容を見ましても、なかなかその書類審査だけで見抜くことは難しいというのが実態でございます。

私どものほうでは、この新聞記事にもございましたように、年に3回、先ほど決算審査の決算の認定のところでも御説明申しました、医療費の通知事業というのをやってございまして、その中で被保険者の方々がどの医療機関、あるいは施術所にどのくらい通われたかといったようなこともお知らせしているわけでございますけれども、そういった中で私どものほうに、これは事実と違うといったような、この新聞記事にも出ておりましたような、またお知らせ等も来ることもございます。

これにつきましては、この柔道整復に関する指導監督権限というのは、国の厚生局、それから県にございまして、私ども広域連合にはございません。ですから私どもといたしましては、そういう情報をいただきました時には、県なり厚生局のほうに、そういう情報をまたおつなぎするようになっているところでございます。

それから、私どものほうでもまた、例えばお一人に限らず、そういう例えばある同じ施術所に関してのそういう不正を疑われるような事実についての連絡等がございました場合は、私ども独自でまた患者調査をするということもございます。

そういったこともございまして、私どものほうでは、今年度、新規事業ということで、この柔道整復に係る患者調査の取り組みをいたしまして、今まさにその集計等をやっているところでございますけれども、そういった取り組みもしているところでございます。

そしてまた、そういった調査を通じまして判明した事実につきましては、これは指導監督権限のある厚生局、県のほうにきちんと伝えまして、また、厚生局、県のほうからきちんと指導していただくといったようなふうにつながっていきたいというふうに考えているところでございます。

〔前田慎一事務局長 着席〕

○議長（仮屋 秀一君） 別に発言がなければ、以上をもって「一般質問」を終了いたします。

以上で、今議会に付議された案件はすべて議了いたしました。

ここで、岩切広域連合長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

岩切広域連合長。

〔岩切秀雄広域連合長 起立〕

○**広域連合長（岩切 秀雄君）** 定例会の閉会に際しまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、議員の皆様方には慎重な御審議を賜り、また、提案いたしました議案について、いずれも原案どおり可決を賜りましたことに、心から感謝を申し上げます。

当広域連合といたしましては、今後とも、関係各機関・団体とも連携を図り、本制度の円滑な運営を進めてまいりたいと考えております。

議員の皆様方をはじめ、関係各位におかれましては、今後とも、制度の運営について、御理解・御協力を賜りますよう改めてお願いを申し上げて、閉会のごあいさつとさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

〔岩切秀雄広域連合長 着席〕

○**議長（仮屋 秀一君）** 以上で、本日の会議を閉じます。

これをもって、平成27年鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会を閉会いたします。

＝閉会：午後3時26分＝



---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 仮 屋 秀 一

署名議員 西 平 良 将

署名議員 湯 之 原 一 郎